

差 押 債 権 目 録

- 1 金.....円（請求債権目録記載の1）
- 2 (1) 令和.....年.....月から令和.....年.....月まで、毎月.....日限り
金.....円ずつ（請求債権目録記載の2(1)）
- (2) 令和.....年.....月から令和.....年.....月まで、毎月.....日限り
金.....円ずつ（請求債権目録記載の2(2)）

債務者（.....勤務）が第三債務者から支給される、本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして、頭書1及び2の金額に満つるまで。

ただし、頭書2(1)及び(2)の金額については、その確定期限の到来後に支払期が到来する下記債権に限る。

記

- (1) 給料（基本給と諸手当。ただし、通勤手当を除く。）から所得税、住民税、社会保険料を控除した残額の2分の1（ただし、前記残額が月額66万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額）
- (2) 賞与から(1)と同じ税金等を控除した残額の2分の1（ただし、前記残額が66万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額）
- (3) 役員として毎月又は定期的に支払いを受ける役員報酬、賞与から(1)と同じ税金等を控除した残額
- (4) 上記(1)ないし(3)により頭書金額に満つる前に債務者が退職したときは、
 - ① 退職金から所得税及び住民税を控除した残額の2分の1
 - ② 役員退職慰労金から所得税及び住民税を控除した残額

なお、支払日が同日となる最終回分については、上記記載の順序で頭書1及び2の金額に満つるまで。